

平成29年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

- 1 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような措置が講じられました。

配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限	
	現行	平成31年度以降
33万円	合計所得金額45万円未満 (給与収入110万円) [*]	合計所得金額90万円以下 (給与収入155万円) [*]
⋮	配偶者の所得に応じて控除額が減額 (所得税と同じ)	
適用なし	合計所得金額76万円以上 (給与収入141万円) [*]	合計所得金額123万円超 (給与収入201万円) [*]

- 2 合計所得金額900万円 (給与収入1,120万円)^{*}超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失するような措置が講じられました。

合計所得金額900万円超950万円以下 (給与収入1,120万円超1,170万円以下) [*]	控除額の 2/3
合計所得金額950万円超1,000万円以下 (給与収入1,170万円超1,220万円以下) [*]	控除額の 1/3
合計所得金額1,000万円超 (給与収入1,220万円超) [*]	適用なし

(注) 1、2については、平成31年度の個人住民税から適用されます。

※給与収入以外に収入の無い方の参考金額です。

法人住民税・法人事業税

消費税率の10%への引上げ時に併せて実施される予定であった、法人住民税法人税割の税率の引下げ (相当分を国税化) 及び地方法人特別税・譲与税の廃止 (法人事業税への復元) が、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用されることになりました。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

- 1 自動車取得税におけるエコカー減税が、平成32年度燃費基準の下で見直された上で、平成31年3月31日まで延長されました。

〈乗用車（自家用）の場合〉

区 分	H29年度軽減率	H30年度軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+40%達成		80%軽減
2020年度燃費基準+30%達成		
2020年度燃費基準+20%達成	60%軽減	60%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減
2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
2015年度燃費基準+10%達成		

- 2 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）が、重点化を行った上で、平成31年3月31日まで延長されました。

◎乗用車（自家用）の場合

〈登録車〉

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された車の翌年度の自動車税の軽減措置

自動車の種類	排出ガス要件	燃費要件	軽減措置
電気自動車			概ね75% 軽減
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの		
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合の乗用車		概ね50% 軽減
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成30年排出ガス規制適合かつ同基準値より50%以上NOx等の排出量が少ないもの 又は平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの(★★★★)	平成32年度燃費基準+30%以上達成車 平成32年度燃費基準+10%以上達成車	

〈軽自動車〉

平成29年度及び平成30年度に最初の新規検査を受けた新車の翌年度の軽自動車税の軽減措置

自動車の種類	排出ガス要件	燃費要件	軽減措置
電気自動車			概ね75% 軽減
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの		
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成30年排出ガス規制適合かつ同基準値より50%以上NOx等の排出量が少ないもの 又は平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上NOx等の排出量が少ないもの(★★★★)	平成32年度燃費基準+30%以上達成車	概ね50% 軽減
		平成32年度燃費基準+10%以上達成車	概ね25% 軽減

- 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（重課）が、現行の特例措置のまま、平成31年3月31日まで延長されました。
- 消費税率の10%への引上げ時に併せて実施される予定であった、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設が、平成31年10月1日から適用されることになりました。

固定資産税・都市計画税

- 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合に当該施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設されました。

区 分	課税標準	期 間
土地及び家屋	価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額	5 年
償却資産（大臣配分資産、知事配分資産に限る。）	価格の1/2	5 年
償却資産（大臣配分資産、知事配分資産を除く。）	価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じた額	5 年

- 震災等により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設されました。（平成28年4月1日以後に生じた震災等について適用。）

課 税 標 準	期 間
価格の1/2	4 年